(目的)

第1条 この規定は、小野田商工会議所会員事業所における優良なる社員を表彰し、優良社員の確保並びに資質 の向上に寄与することを目的とする。

(表彰区分)

- 第2条 表彰の基準については、次に掲げる事業所規模に区分する。
  - ① 商店及び商店に準ずるサービス業等の事業所を、第一種事業所とする。
  - ② 前号の第一種事業所に準ずる業種以外の事業所で、社員が50名以下の事業所を、第二種事業所とする。
  - ③ 前各号を除く事業所を、第三種事業所とする。
  - (第一種事業所の被表彰該当者)
- 第3条 次の各号の一に該当するものを、第一種事業所の被表彰該当者とする。
  - ① 同一店舗又は事業所に満5年以上勤続し、引き続き雇用されるもので、品行方正、温厚で業務に精励し特に他の模範となるもの。
  - ② 前号の勤続年数が満5年未満のものであっても、その事業所が所属する商店連盟もしくはそれに類した 所属の団体が、特別の理由をもって推薦するもの。

(第二種事業所の被表彰該当者)

- 第4条 次の各号の一に該当するものを、第二種事業所の被表彰該当者とする。
  - ① 同一事業所に満10年以上勤続し、引続き雇用されるもので、品行方正にして業務に精励し、特に他の 模範となるもの。
  - ② 前号の勤続年数にかかわらず、経営の改善、もしくは工夫、発明発見等により、著しく事業所の発展に 貢献したもの、及び特に他の模範となる善行をなしたもの。
  - ③ 第1号の勤続年数にかかわらず、その事業所が所属する業種団体が特別の理由をもって推薦するもの。

(第三種事業所の被表彰該当者)

第5条 第三種事業所の被表彰該当者は、同一事業所に20年以上引続き雇用されるもので、その事業所における勤続年数、勤務成績、特別の業績、人物等を勘案して、事業所が特に推薦した優秀な社員。

(被表彰該当者の推薦)

第6条 第3条、第4条及び第5条の被表彰該当者を推薦しようとする事業所または団体は、本商工会議所が指 定する期日までに、優良社員表彰候補者推薦調書(別紙様式3)を提出するものとする。

(表彰候補者の審査)

第7条 前条により、当該事業所から推薦された優良社員表彰候補者の審査は、会頭の諮問に応じ、本商工会議 所総務委員会(以下「委員会」という。」が行う。

(被表彰者の決定)

第8条 被表彰者の決定は、委員会の推薦に基づき会頭が行う。

(勤続年数の算定)

第9条 被表彰該当者の勤続年数の算定については、毎年10月末日を基準日とする。

(表彰)

- 第10条 表彰は、毎年11月に行い、表彰状と記念品を贈り、これを公表する。
- 2 但し、前項に定める表彰の月が、本商工会議所事業の遂行上必要のあるときは、表彰の月を変更することがある。

(連名表彰)

第11条 被表彰者のうち、勤続年数が30年以上に亘るものについては、本商工会議所会頭、日本商工会議所 会頭の連名で表彰する。

附則

この規定は、昭和35年4月1日から施行する。

附則

この規定は、平成14年7月9日から施行する。

附則

この規定は、平成20年12月9日から施行する。

附則

この規定は、令和3年10月1日から施行する。